

令和 6 年第 4 回平群町議会

定例会会議録（第 3 号）

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 1 2 日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	9 月 1 2 日午前 9 時 0 分宣告（第 3 日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫	
欠 席 議 員	な し		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 住 民 生 活 課 長 福 祉 課 長 こ ども 支 援 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 都 市 建 設 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 木 崎 広 親 浅 井 実 千 代 西 岡 直 美 松 本 浩 至 酒 井 智 志 島 野 千 洋	
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	浅 井 利 育 高 橋 恭 世 竹 村 恵	
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		

令和 6 年 第 4 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 6 年 9 月 1 2 日 (木)

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	3 番	岩崎 真滋	1 ミスト設備を総合文化センターに 2 災害備蓄品について 3 防犯カメラの設置状況について
8	2 番	須藤 啓二	1 メガソーラー工事について 2 学童保育の民間委託について
9	4 番	長良 俊一	1 部活動改革について 2 新しい時代の学び舎へ再生するために 3 認知症施策と医療と介護の推進について
1 0	1 2 番	馬本 隆夫	1 矢田山（仮称）東西線建設について 2 総合グラウンドを人口芝化に 3 コミバス運行について
1 1	9 番	井戸 太郎	1 紙書類の電子化で、資源と経費の節約を

再 開 （午前 9 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、これより令和 6 年平群町議会第 4 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は 11 名の議員から提出されており、昨日は 6 名の議員の一般質問が終わっております。本日は 5 名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号 7 番、議席番号 3 番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○ 3 番

おはようございます。それでは、議長の許可がありましたので、先般 3 項目について通告いたしました質問をさせていただきます。議席番号 3 番、発言番号 7 番、岩崎真滋でございます。よろしくお願いいたします。

1 項目め、ミスト設備を総合文化センターにについてです。

近年、気候変動の影響で猛暑日が増加し、記録的な高温が報告されています。熱中症では、年間数万人が救急搬送されています。総合文化センターどんぐり広場での屋外イベントなどで、夏の暑さを和らげる水を噴霧するミスト設備を設置してみてもはどうでしょうか。ミストが身体に当たるとひんやりと涼しく感じ、体感温度が下がります。直接ミストに当たらなくても、ミストが気化することで周囲の温度を下げてくれる気化熱効果があります。また、エアコンに比べてエネルギー効率がよいことや、ミストシャワーは冷媒ガスを使用しないため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減することが可能です。来年の夏に向けて、町のお考えをお聞かせください。

2 項目め、災害備蓄品についてでございます。

昨今、各地で地震が発生しています。今夏、南海トラフ地震の臨時情報、巨大地震注意が出されました。災害に備えて備蓄もされていますが、いま一度、備蓄の在り方について検討課題も見えてきたと思います。平群町は、令和 5 年 10 月時点で高齢化率 38.9%と、3 人に 1 人以上が 65 歳以上という高齢

社会となっております。令和１２年には、高齢化率は４０．２％に達し、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加することが見込まれています。かむことや飲み込む機能が弱いことで食事が制限されることがあってはいけません。例えば、長期保存可能な柔らかいようかんやゼリー等は誤嚥対策にもなります。また、衛生状態を保つために、例えば水の要らないシャンプーなどが必要と思います。町の見解をお伺いいたします。

３項目め、防犯カメラの設置状況についてであります。

町の主要なところには防犯カメラが設置されていますが、通学路や公園、高齢者の方への見守り、違法駐車など様々な活用が考えられます。プライバシーに配慮しつつ、犯罪抑止や安全安心のまちづくりの観点から順次設置は行われていますが、現在の防犯カメラの整備状況についてお伺いいたします。

以上３項目について、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

それでは、岩崎議員の大きな１項目めの総合文化センターにミストを設置してはということにお答えさせていただきます。

総合文化センターのどんぐり広場はオープンスペースであるため、夏には直射日光が当たり、地面の温度はかなり高温になります。特に今年は熱中症警戒アラートも幾度となく発令され、異常な暑さが続いております。夏場における屋外でのイベント時の熱中症対策は、イベント主催者が責任を持って十分に配慮を行うよう注意喚起に努めておるところでございます。

議員御提案のミストシャワーにつきましては、来館者の暑さ対策における効果的な方法の一つであると考えことから、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

岩崎議員。

○３番

調査研究ということで、前向きに考えていただいているんだなというふうに感じております。平群町の財政状況は数年間改善しつつも、現在も厳しい状態ですが、危険な暑さが続き、時には健康、命に関わる猛暑日がこの８月にも続きました。どうか来年の夏に向けて御検討いただくことをお願いしまして、この質問はこれで結構でございます。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは２項目め、災害備蓄品についてお答えいたします。

災害時の避難所において、避難所での備えとしてアルファ米やレトルトカレー、保存用ビスコなどの食料や飲料水を備蓄しております。また、生理用品、おむつなどの備蓄のほか、水が使用できない場合への対策として簡易トイレ等の備蓄を行っております。災害備蓄品は避難所だけではなく、自助の取組として家庭においても備蓄を行うことが大事であるため、まずは長期保存可能なゼリーや水の要らないシャンプーの活用について、広報紙やホームページを通じて、必要な防災備蓄も含めて周知してまいりたいと考えております。町での備蓄すべき物資の品目や内容につきましては、保存期間等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○３番

答弁ありがとうございます。

一つ再質問といいますか、ちょっと付け加えて、スティック状のようかん、あとパウチといいますか、その場で作業しながら食べやすいようかんとかいろんな種類の、ブロック状のようかんもありますし、子どもからお年寄りの方まで、少ない量でお茶わん１杯分のカロリーが簡単に接種できるということで、こちらのほうも御検討のほどよろしくお願いできますでしょうか。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

議員御提案の栄養補助食品、ようかんとかですね、そういった部分の食料の備蓄につきましては、まずは一旦、家庭での備蓄を促してまいりたいと思います。町としての備蓄につきましては、保存年限等、利用できるものを含めて、今現在トータル的に備蓄していきたいというふうに考えておりますので、またそういった御意見等も踏まえながら、今後の備蓄品の対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○３番

ありがとうございます。検討をお願いしたいと思います。

備蓄品の充実、自助・共助で補い切れないところでの災害時の住民の皆様の命と健康を守るための大きな役割を果たします。9月3日の新聞報道の記事の中で、「家庭での災害の備えを特に何もしていない」が46%というアンケートの調査を見ました。記事の中で、自分だけは大丈夫と思う人間の心理についても書かれていました。町当局におかれましても、今後もより一層の災害備蓄品の充実の取組をお願いしまして、この質問はこれで結構です。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、3項目めの御質問にお答えをさせていただきます。

防犯カメラの設置状況についてでございますが、現在17台の防犯カメラを設置しております。用途別の設置の内訳数につきましては、地域防犯対策としまして近鉄の四つの駅前などをはじめ13台、不法投棄対策といたしまして、西山間地域に4台、計17台の設置となっております。防犯カメラにつきましては、犯罪抑止力の効果や証拠撮影、また設置することで地域に安心感を与えるなど効果がございますので、今後におきましても必要に応じて設置をしてまいりたいと考えております。

なお、今年度につきましては、地域防犯対策としまして2台、不法投棄対策として2台の合わせて計4台の設置を予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○3番

一つ再質問なんですけども、今年度の設置する具体的な箇所はどのようになっていますか。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほど今年度の予定は計4台ということでお答え申し上げました。箇所についてでございますが、地域防犯対策といたしまして、椿井交差点付近、三里南交差点付近、また不法投棄対策といたしまして、北部リサイクルステーションと南部リサイクルステーションに設置を予定しております。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○ 3 番

もう一つ再質問なんですけども、次年度以降については、どのように考えておられますか。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

次年度以降の予定でございます。地域防犯対策といたしまして、地元自治会などの要望であったりとか、また通学路の推進会議というものがございまして、そこで設置要望がある場合、その箇所についての設置を検討していくということも含めまして、また不法投棄対策としましても、先ほど御答弁申し上げましたとおり抑止効果、また証拠の映像などがございますので、奈良県の補助金などを積極的に活用しながら防犯カメラの効果を有効に活用するために、町内で必要とされる箇所につきましては町が主体性を持って計画的に予算措置をいたしまして設置をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

岩崎議員。

○ 3 番

答弁ありがとうございます。

住民の皆様の安心安全のために、今後より一層の防犯カメラのスピーディーな設置、要望にすぐに応えていただいて取り組んでいただけるようお願いをしまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

9時25分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時13分)

再 開 (午前 9時25分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号 8 番、議席番号 2 番、須藤議員の質問を許可いたします。須藤議員。

○2 番

皆さん、おはようございます。須藤でございます。傍聴の皆さん、朝早くから御苦労さまでございます。

今日は一般質問としまして、2 項目、メガソーラーに関わる災害の問題とですね、2 点目は、学童保育の民営化に関する質問を行いたいと思います。なるだけ簡潔に質問をさせていただきますので、理事者側の皆様もぜひ誠実なお答えを簡潔にお願いをしたいと思います。

一番初めに、今月号の奈良の県民だよりっていうのが、もう既に配布をされています。知事のコラムという欄を、ちょっと御紹介を質問の前にさせていただきます。コラムで「一念通天」というふうなタイトルでですね、「地方から望ましい電源構成を考え、実行する」という投稿をされています。その中でちょっとびっくりというんですか、当然といえば当然なんですけど、太陽光発電の立地に関して知事はこんなふうに述べています。「二酸化炭素の吸収源である森林を伐採してまで太陽光発電施設を設置することは意味がありません」というふうにおっしゃってます。これはごく自然な発言だと思うんですね。実際に平群で起こっていることやとかっていうことは多分頭にはないんだろかなと思いつつながらこの記事を読んだんですが、一般的には二酸化炭素を吸収する森林を伐採して電力のパネルを貼るっていうのは本当に意味がないというのは私も大賛成で、今回平群の件で申しましたら、そのことによって災害の危険性が高まっているということに関して、これはやっぱり住民としては許せないというふうに考えています。

初めの 1 点目なんですけど、メガソーラーに関して、開発現場からの土砂・濁水の流出事故が頻発しているという問題でございます。

議員の皆さんには申し訳ないんですが、経費でですね、白黒で印刷されてるんでちょっと見にくいかもしれないんですが、傍聴の方には個人的にカラー版を配付しましたんで、多少お分かりいただけるかなと思います。写真をちょっと見ながら話を聞いていただきたいんですが、令和元年 9 月 2 日に開発事業者、当時は生駒平群発電ですね、と平群町との協定書が交わされています。第 7 条では、2、区域外に土砂・汚濁水等が流出しないように十分留意するものと書かれています。当然、県の開発許可の条件でも同様の指示がなされています。

写真は、本年 6 月末から 7 月初めにかけての梅雨の雨による土砂・濁水の流出状況です。写真 1 は、名倉興産の現場からですね、その向かい側、4 号調整

池っていうのを業者さんがやっておられる、その南200メートルほどになるんでしょうか。その位置になります。この写真は6月24日に撮ったものですね、写真が白黒なんで非常に分かりにくくて申し訳ないんですけど、いわゆる黄土色の濁水がそのまま道路の側溝に流れ込んでいます。その奥には、これも本当に申し訳ないですが、カラーでないと分かりにくいんですが、一部ちょっと薄暗いところがもともとの地盤で、その右側です、真ん中にちょっと蛇行した水の流れてきていますが、ここに泥が完全に堆積しているという状態です。本来でしたら、これは沈砂池だとか調整池、仮設の工事用のそういう池で泥が取り除かれて、もちろん透明な水になるわけではありません。やっぱり濁りは当然残るんですが、もう本当に敷地境界ぎりぎりにこういう土砂が流れ出して、水は当然流れ出ていくと。これ、道路側溝に全部流れてるんですね。道路側溝からどこへ行くかっていうと、樺台、櫛原の地区に流れ出してるというのが現状です。

次のページになりますが、写真2です。これは櫛原バス停付近の濁水の流出状況で、6月24日、側溝蓋はコンクリートになってます。そこから道路にずっと濁水が流れ出してる。業者さんのほうが土のう袋で応急処置をされてるという状態です。それに対して、1週間後ぐらいだと思うんですが、もう一度雨が降りました。このときには既に対策としてすね、業者さんがコンクリート蓋を撤去して、グレーチングっていう穴空きの網のような形のものに取り替えてるんですね。ただし濁水は同じように出ています。ですから、道路にははみ出さないですが、道路側溝に出てると。道路側溝からどこに行くんかという、結局、櫛原のバス停からS字的な形で下りていく道路にすね、そこへ流れ出てるんですね。これがずうっと出ていきまして、営農団地の辺りから樺台のほうへ流れ出ると。道中すね、町道のほうに濁水が流出していたり、水田の一部に濁水が流れ込んでいたりというふうなトラブルが起こっています。事業者いわくは、「行政と協議の上、道路にあふれていた濁水を側溝に流れ込むようにグレーチングに交換してます」というふうに回答してます。

3ページ目をお願いします。写真は、度重なった濁水流出事故の一部ですが、濁水・土砂流出は河川下流の町道、水田に及んでいると。樺台住宅地では度々濁流が流れ、そのたびに不安を感じておられる。

そこで質問をいたします。

①濁水流出は協定に決められた防災対策に違反していると思われませんが、グレーチング交換等の緊急対応以降、どのように報告され、対策が行われていますか。

②一概に濁水と呼んでいますが、濁りの程度等の基準はどのように定められ

ていますか。また、法令による規制があるのですか。

③濁水は4号調整池の下の沢から櫟原、椿台に流出しています。一向に対策が進んでいないというふうに見受けます。「地元水利組合との協議を行い、対策を進める」との回答が前回議会で回答されました。進捗状況はどのようなになっていますか。

④開発地からの放流は櫟原川、椿台水路であります。櫟原地区との協議は当然行っていただく必要がございますが、椿台自治会との協議はどうなっているのでしょうか。必要はないのでしょうか。

⑤2021年より開発地の現地説明会を事業者さんをお願いをしています。調整池の完成後にしたいという返答が8月にございました。住民は濁水の流出などに不安を感じて現地を確認をしたいという希望を持っておられますが、協栄ソーラーさんは回答書で、「説明会の御案内、開催方法等につきましては、平群町とも協議の上、改めて御連絡をさせていただきます」ということで文書回答がございました。写真のように、土砂が流れっ放しの状況がうかがえます。改めて現地説明会の必要があると考えますが、いかがですか。

大きく2番目でございます。学童保育の民間委託について。

本町においては、学童保育の実施は住民にとって子育て世代が転入の理由としてきた、そんなふうに見えています。学童保育は、豊かな放課後を過ごすために長い歴史を経て制度化されました。特に低学年の子どもたちにとっては、小学校の授業よりも学童保育で過ごす時間のほうが長いくらいであり、人格形成にも極めて重要と考えます。議会全員協議会において、町は民間委託の理由を指導員の確保が困難であるとの理由を挙げましたが、民間経営のひどい状況が報道されています。詳しくは植田議員が昨日の一般質問で御紹介いただきました。

そこで質問いたします。

①指導員の人員の確保が困難である原因について、どのように分析されていますか。社会全体の人員不足はあるが、特に学童指導員確保が困難な理由について伺います。

②本町において、学童指導員と類似した職種であると私は考えますが、保育士さん、先生方などですね、人員不足があるのでしょうか。また、ある場合、人員不足の状況と対策について伺いたいと思います。

③学童保育施設の運営で特に重要な役割を担うと私は考えていますが、施設長さん、または主任的な方ですね、こういう方がおられるのか。勤務期間、在籍期間はどのようなになっているのか。もしおられなければ、それに代わるような方で結構です。中心になっておられる方のそういう経歴ですね、伺いたいと

思います。また、22人の勤続期間で最低最高、また平均の期間をお聞きします。あわせて給与体系について、若年層、お若い方が長期の希望を持って勤務できる、そういう理想ということを私は考えていますが、そういうことに応えられるような条件があるのかどうか。

④高齢の指導員の方が相当数おられると聞いています。相当数よりもどうも多いような気がします。病気や通院等の頻度が高く、それに伴う対応は想定内の事象ではないでしょうか。22人ではもともと不足というふうに思いますが、いかがでしょうか。

⑤民間委託の場合に人員確保ができるとするが、実情は極めて劣悪な人員確保の実態があります。的確な指導員を確保する基本的な役割は行政側にあるのではないですか。人員確保に関わる姿勢をお聞きします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

それでは、1項目めのメガソーラー工事についての御質問にお答えいたします。

一つ目、6月24日の濁水流出に対する緊急対応以降の報告についてでございます。その後、奈良県の担当部局と平群町でも現地確認の上、濁水が流出しないよう開発事業者に指導をしました。指導後、開発事業者は造成工事に際して、町道などに濁水が流出しないよう雨水を仮設調整池に集水できる施工をされております。

二つ目、濁水の法的な規制基準についてでございます。宅地造成工事中における濁水の規制基準というものはございませんが、一時的に濁水を滞留させ、土砂を沈殿させる仮設調整池の設置を開発許可条件として義務づけをしております。

3点目の4号調整池の下流水路についてでございます。櫛原水利組合と開発事業者による協議に基づき、間もなく水路改修工事に着手されると聞いております。

4点目の樺台自治会との協議は必要ないのかについてでございます。樺台横の水路に関しましては、2か所の改修工事が完了しておりますので、特に協議の必要はないと考えております。

五つ目の現地説明会の開催についてでございます。開発事業者は現地説明会について、ある程度造成工事が進み、安全が確保されてから実施したいと聞いております。また、濁水等の流出防止については、大規模な造成工事の施工中

であり、日々現地の状況が変化しております。平群町としましては、奈良県と連携しながら定期的なパトロールなどで現地確認し、問題があればその都度、開発事業者を指導してまいりたいと考えています。また、現在では4号調整池がおおむね完成し、調整池の上流からの雨水は調整池に流入するようになっており、造成工事で発生した流出土砂についても、調整池に堆積をしていることを確認しております。

以上でございます。

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

回答いただいたんですが、対策っていうのは工事を着手する前ですよ。例えば、そこら辺が非常に今回の工事で不規則というんですか、私は正しくないというやり方をされてると思うんですが、もともと森林伐採したときに沈砂池も調整池もほとんどないという状況でスタートしてるんですね。その後、我々からの指摘でですね、それこそ2年がかりで防災調整池等の設置を進められて、去年の1月で完了した後、2月に変更許可が下りたという状況なんです。

今、部長が御回答いただいたんですが、まず濁水の規定がない。これは法律を読んだら、水質汚濁防止法等にも引っかからないっていうことは私も十分知ってます。ただし、何らかの目安がなければ何が濁水かと、それすら決められない。ひどい話が、先ほど見ていただいた写真があるんですが、島野参事には多分お渡しをしたと思うんですがね、かなり真っ茶色の水になってるんです。我々で測定しますとね、樁台の水路の辺りでSSという指標がございます。浮遊物質、要は濁りの成分ですね、これを測ると2,000っていう数字になってるんです。さらに下流の元山上口駅から上へ100メートル辺りですか、橋がございますね。そこから取ったところでは、やっぱり1,000っていう数字になってるんですね。これ、雨が降れば濁るだろうっていうふうに当然世間のみんなは思ってるんですが、程度の問題なんですね。水質汚濁防止法でいうと一般基準が200以下、最大で200なんですね。それから考えても10倍になってると。

私が写真をおつけしたっていうのは、実はそのことなんです。こういう状態になって、これで沈砂池、調整池を経由してるというふうに言えるんですか。そこが問題なんです。通過して濁りが多少残ってるっていうことであればね、例えば生駒から流れてくる水やとか、今申し上げたように、樁台で例えば2,000の水が大釜川と合流すると1,000まで落ちてるんですよ。薄められてるんです。ということは、ほかの水系から入ってくる水のほうが低いと。要

はゼロに近いんですよね。だから、希釈されて1, 000ぐらいに落ちてるんですね。ということはね、実効性のあることをもし求めようとしたら、池を通過するんだと、調整池を通過するんだとおっしゃってるそこができていないでしょうということなんです。だからこんな濃度の水が出るんだと。

3ページ目の全景を写した写真があると思うんですが、これは4号池の上なんです。この写真を見てですね、私も土木の仕事を40年やっていますが、とてもやないですけど、池に経由して水が出るような様子になってません。そこが問題だというふうに私は考えてます。ですから、少なくともこの程度の水に下さいというのは、指導として当然必要だと思いますが、いかがですか。

○議長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

今、須藤議員が言われたように、6月24日以前の大雨がありまして、そのときにこういった濁水が出たと。それに関しては、町としても防災調整池を介せずに直接流出している状況があるのではないかとということで、事業者を指導したところです。当然、今造成中ですので、現場は日々その地形が変化しております。その変化している中で、場合によっては調整池に集水しないような新たな水みちができるということも考えられますので、それについては先ほどの答弁のとおりですね、パトロール等をしながら、こういった濁水が直接、道路側溝に流出するようなことがないように指導していきたいというふうに思っております。この御質問の通告書にあります写真については、6月の当時こういった状況だったということで、それ以降、そういうことがないように指導したということです。

水質汚濁防止法に関しましては、現に稼働しております工場だとか事業所からの排水基準ということでございますので、それに対して宅地造成中の工事の現場からどの程度の濁水が目安として許されるのか、これはちょっと難しい話だとは思いますが、あくまでも防災調整池に一時土砂を滞留させて、土砂が濁水とともに流出しないようにということで、今後も造成中、新たな水みち等が起こって直接濁水が一時滞留しないような、調整池に入らないような状況にならないようにというふうに指導していこうと思っております。

先ほどの答弁でもありましたように、4号調整池についてはほぼ完成しておりますので、調整池の上流部分からの雨水については、基本的に4号調整池に流入するようになっております。結果的に、造成中かなり土砂の流出がありますが、4号調整池に流出した土砂が堆積してるということも現地で確認しております。

以上です。

○ 議 長

須藤議員。

○ 2 番

造成中でいつとき池を経由しないような状況が生まれるんだと、簡単におっしゃっていただいたんですが、土木の施工をずっとやってきた人間としては、もしそんなことが許されるなら、こんなに楽な商売はないんですよ。そのために現場の管理っていうのは苦勞するんです。いかに切替えていくかっていうことが実は非常に大事なんです。この点はね、もう一度そういう視点で指導していただかないと、ここは一時的にこうやかと、しゃあないなということでもし済まされて、そのタイミングで、例えば台風10号のように直撃するんだと、大型台風が来るんだというふうな状況が実はあったわけなんですよ。そのときに、今おっしゃったような状況があれば、実際に災害が起これば、可能性が非常に高いというふうに考えないと何のための協定書だと。何のための宅地開発規制法だということになるんですよ。だから、今の発言は私はおかしいと思います。

せっかくそこまでおっしゃっていただいたんで、規制値はないと今繰り返しておっしゃっていただきましたね。もちろん私はその関係に関してはずっとやってるんでよく分かってます。特定施設がなければ規制法はかからないというのは当然のことで、イロハのイの字なんですよ。だから、何らかの目安が必要じゃないんですかというふうに申し上げたんですね。じゃあ実際どうしたらええんかということになるんですよ。これね、非常に悩ましいと実は思います。おっしゃるとおり、何で規制できるんかっていうことになると本当に難しいんですよ。都道府県で条例を持っておられるところはね、例えば東京都なんていうのは200でちゃんと守ってくださいねという条例をつくっておられますから、当然条例に基づいてということになるんですが、平群町や奈良県はないですよ、それがね。ということはね、どうしていったらいいのかということは、これ、県に対しても提案をしてるんですが、実は2019年の許可当時ですね、許可書の中に事業者は現地の敷地の境界で、私の記憶では8か所やったと思います。工事を着工する前に、雨のときに開発地のほうから出てくる水を採水分析します。濁度を調べます。その濃度に基づいて工事中も管理をするんですよというふうに業者は書類を提出しています。これ、許可証ですからね、どっかで勝手に書いたもんじゃないんですよ。県に対してこういうふうにやりますよということで、業者ははっきり方向を持ってるんです。開発前と変わらない、それ以下にしますよと。これを読み直してくださいね。ちゃんと施工計画書の中

に入ってますんで。どこで調べるかもマークが全部されてます。敷地境界はフラワーロード上ですね、なってます。これについては、業者の着工前の濁度のデータと、それ以降どういうふうに管理をしたのか、データを請求したいと思いますが大丈夫でしょうか。提出していただけますか。

○議長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

ちょっと答弁を誤解されてる部分もあると思いますが、防災調整池に濁水が入らなくてもいいとは一言も言ってませんで、きちっと防災調整池に土砂が滞留するように指導すると申し上げております。先ほど来、6月の写真にあった以降ですね、こういうことでは駄目だということで指導したということです。今後もしこういうことがないように指導していくということで、造成中だから調整池に濁水が入らずに直接流出しても構わないよとは一言も申し上げておりません。

許可条件の中で、濁度を調査して報告するというような中身については、奈良県への報告なりがあらうかと思います。なければ、それはきちっとするようということで指導したいと思います。平群町は、その資料については持ってありません。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

協定書を結ばれててですね、先ほども読ませていただいたとおりなんですよね。区域外に土砂・汚濁水等が流出しないように十分留意すると。十分留意する、そういうふうになってるんです。それをどうするかということで、業者は施工計画で県に提出してですね、8か所だと思いますが、着工前に濁度を調べます。要は森林伐採等、掘削云々なんかをする以前の状態が幾らかと。それに見合うような放流水にするんですよと明確に意思表示してるんです。これは工事が始まって着工されたのが2021年2月ですから、もう既に3年近い歳月がたっています。その間に台風が来たり、いろんな危険な状況がありました。それに対して業者がどういうことをしたのかということを報告してくださいということです。もし手持ち、今の答弁ではないということだと思ってるんで、それに関して業者から提出することを求めていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。その点だけはつきり答弁をください。

○議長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

事業者から奈良県に提出されているのであればですね、それについてはそれでいいと思うんですが、それ以降について、どういう形で奈良県に報告しているか、あるいは濁度についての調査等をしていないのか、そこら辺については事業者にお問い合わせたいと思います。事業者として奈良県に提出しているのであれば、奈良県からそのデータを頂くというようなことも可能かと思います。なければならないということで、今後そういったことをきちっとやっていくということを事業者にも直接指導したいと思いますし、奈良県にも十分指導していただくように申入れたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

当然、今の答弁しかないと思いますが、残念ながら奈良県はお持ちじゃないです。確認をしています。結局、県も何もチェックしていない。これは確認してくださいね、私が勝手に言うてるだけかもしれんからね。町のほうもそういうデータもないし、濁度の管理もしていないと。野放しですよ、こんなことでは。

どれぐらい土砂が流れ出るかというんですね、ちょっと簡単に計算しました。雨の量がこの間のピークのときの状態で30ミリぐらい、要は夕立程度ですよ。これで開発地が50ヘクタール程度で、当然伐採してないところはいろいろあるんで、流出係数というのがありますが、0.8で計算していくとね、最終的に土砂の量というのは30ミリの雨で48トンという量になるんですよ。ダンプでいうと10台ぐらいの感じですかね。それだけの土砂が流れ出るんですよ。当然、今の答弁でもあったんですが、調整池を経由せずに、沈砂池を経由せずに出ていたということは、これだけの泥が出てるんです。48トンというたら、本当にちょっと裏の崖が崩れた程度で済まないぐらいの規模やと思いますよ。それぐらいのものがでて、結局、濁度云々ということもやっていない。見に行ったら、どうも変なところがあるよと、だから改善しなさいと。そんなんじゃ住民の命が守れるかということなんですよ。もう一遍厳しく業者を指導することを求めます。データについてはしっかり求めてください。提出いただくようにお願いします。

この件は以上で結構です。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは大きな2項目め、学童保育の民間委託についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、指導員の人員確保が困難な原因についてでございます。

その原因につきましては、様々存在するというふうに思われますけれども、一番は就業時間帯がその大きな要因ではないかと思われます。放課後、児童を預かることから、子育て世代の方々にとっては非常に働きにくい現場であること、また全国的に女性の就業率上昇等に伴いまして、保育ニーズの高まりから、他市町村を含め、学童保育指導員への求人も多く見られ、その競争率が高まっていることも一つの要因ではないかと考えております。

続きまして、2点目でございます。保育教諭等についての人員につきましては、公立こども園は2か所ございますけれども、今現在、不足なく職員配置できている状況です。しかしながら、特別支援を必要とする子どもが入園する際には、新たに保育教諭を補充する必要があるということでございます。

また、その対策ということでございますが、ハローワークなど無料の求人募集を始めまして、有料の求人サイトを活用しての募集であったり、また保育教諭の知人紹介など、人脈を介しての配置に尽力しております。けれども、こちらにも困難な状況には変わりはありません。

続きまして3点目、施設長、主任の人員につきまして、本町の学童保育には施設長は配置をしておらず、また、あわせて主任職も配置をしておりません。ただし、勤続年数が長い指導員を主任的な人員ということで考慮した場合、通常は4時間勤務していただいております。土曜日また長期休暇中は7時間勤務という形を取っております。

次に、22名のうち、勤続年数が最短の指導員の方は2か月でございます。最長期間の指導員は18年と10か月となります。それぞれを平均した勤続年数は5年9か月となっております。

また、給与体系等の希望を持てる条件ということでのお尋ねでございますが、夏季の長期休暇期間中につきましては、学生アルバイトなどの需要がございます。ただ、ふだんの不規則な勤務形態によりまして、若年層が求める条件には合致しにくいのではないかと考えております。

続きまして4点目、もともと人員不足ではないかということでの御質問でございますが、一般的に65歳以上の方を高齢者ということであるとするならば、該当する指導員は6名いらっしゃいます。健康状態が思わしくない方につきましては、継続しての雇用は行っておりません。しかし、通院をされてる指導員の方は現に存在をいたしまして、ただ業務に支障のない範囲であるという判断

をいたしまして、雇用を継続している状況でございます。そこで、年齢には関係なく、感染症であったり、急な病気で対応を想定した余剰の人員については配置をしておりません。その場合、ほかの指導員の方でシフトを変更して対応するなど、その方策について苦慮を重ねているところでございます。それが連続いたしますとシフトが組めず、やむを得ず町職員で対応しているということが現状でございまして、平時においては22名で不足をしているということでの認識はしておりません。

続きまして、最後5点目でございます。人員確保に係る行政側の姿勢ということでのお尋ねでございます。

議員お述べいただいておりますとおり、的確な指導員を確保する基本的な役割は行政にあるということでございますが、このお言葉は学童保育のみならず、他の職員採用についてもそのとおりであるというふうに思います。継続し責任を持ってその役割を果たすべきではございますけれども、とりわけ学童指導員につきましては、現状では我々の行政でのノウハウ、情報量、テリトリーでの確保は既に困難を来しておりまして、このままであれば、極端に言えば閉所または縮小、さらには待機児童を生み出すような状況、確実にこれが予期されておりまして、運営主体の責任さえ果たせなくなる危機感を拭えることではございません。そこで熟慮した結果、公設民営での運営形態へと移行させていただき、十分に行政としての責任を果たしながら、民間のノウハウを活用した安定的・持続的な学童保育の運営を目指していくというものでございます。

昨日の植田議員の御質問にありましたが、ごく一部の他市町におきまして、民間委託による人材確保がふさわしくない実態があったことも、十分に我々は把握をしております。そういった事例も今後、我々にとっての教訓とさせていただきまして、受託事業者には的確な指導員を必要数確保するための責務を課しまして、よりよい学童保育所の運営を委託者・受託者ともに求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

須藤議員。

○2番

基本の姿勢はお伺いいたしました。実は先日ですね、私は北の学童のほうを1時間ほど見せていただきました。状況でいいますとね、私を引き合いに出す必要は本来ないんですが、子ども2人と、今、孫を4人、学童に行かせた経験がございまして。ヘルプ的にですね、指導員さんがおらんときに、親御さんで何とか助けてくれというときに指導に入ったりもさせていただきました。状況は

自分なりに知ってたつもりなんですけど、実際に北に行くと本当にびっくりするような状況で、これは表現が難しいんですが、お子さんお一人お一人が自分の名前のシールが貼られた席に座られて、ほぼほぼ動かないという状況でした。おやつを食べたり、宿題したり、工作したり、漫画を読んだりといろんなことを皆さんはやってたんですが、ほとんどその席にずっと座っていると。おトイレへ行くときには指導員さんに声をかけてですね、「先生、おトイレに行ってきます」という形で「じゃあ、いってらっしゃい」ということで、帰ってきたらチェックするというね。よしあしは別にして、非常に安定した状態で運営をされてるっていうのが実感でした。先生はどうしてるのかっていうと、ほぼ見守ってるという状況でやっておられました。非常にそういう意味ではね、指導員さん、子どもさんを含めて、施設として安定した状態だというふうに感じました。どこをどう解決する必要があるのかというのが実は正直なところでした。

民間にやってですね、先ほど部長もおっしゃったように、非常に不安定な雇用をされてる実態というのは、これも皆さんがよく御存じやと思うんですよ。短期の隙間バイトとかね。で、自分のお子さんをちょっと考えていただいたら分かるんですが、部長さんであろうが、課長さんであろうが、町長もお孫さんのことも一遍考えてもうたら、おられるかどうか私は知りませんが。例えば、道を歩いてるお兄ちゃんに、ちょっと2時間ほど見といてと、バイト代を払うでと。そんなことできないですよ、知らない人に。私ね、それとほぼ似たような状況になっちゃうんちゃうかなと。子どものほうから見たらね、私が、例えば施設見学で行っても、やっぱり興味津々なんですよ。このおっちゃんは何者という感じですよ。子どもってやっぱり心を開くまではかなり期間がかかるんですよ、信頼関係ができるまで。となると隙間バイトや1日ぽって入ってなんていうのは、ほとんど意味がないんです、指導員の補充ということでいけばね。

それからいくとね、私が疑問に感じたんですが、本庁の職員さんが臨時対応というんですか、穴埋めというのにずっと出られて、相当な数に上ってるんですよ。だから、非常に大変なんだというふうに説明をされてるんですが、一体これは誰がどう判断して対応に当たられたんですか。施設のほうから応援を求められたのか、それとも本庁のほうの部局が状況を、例えば聞いたり、見たり、条件はいろいろあるんですが、それで判断して行ったのかどうか。

先ほど答弁にあったように、責任者はいないですよ、学童施設のほうに。ベテランの方がおられるというふうにおっしゃってますが、シフトを組んだりっていうのは完全に人事権ですから、これをなし得るのはやっぱり正職員だと思うんですよ。案を例えば施設のほうがつくったとしても、最終決定してこれ

でいきたいと思いますというのは、私は当然本庁側の管理の責任だと思うんでね。そういうことまで考えると、一体誰が何を判断して応援に行ったのかってのは、正直言ってみえないです。そんなことで対応できるようなね、そういう仕事じゃないはずなんですよ。ぽっと頭数だけそろえるために、例えば1人派遣しました、2人派遣しました、はい人数おるからオーケーですよということにならないですね。反対のほうからの見方をいうと、学童施設の設置基準というのは当然よくお分かりやと思います。規模でいうと、40人程度を目安とされて、最大70だよと。40人で大体指導員が2人と。これは最低、法令的に決まっていますね。ほぼ基準って言えると思うんですが、2人。から言うとな、北学童で定員が例えば100人で二つの施設であればね、最低基準でいうたら4人ですよ。例えば今8人だったと思うんですが、行かせてもらったときは1人お休みで、多分7人だったと思います。それから勤務のシフトの関係でお顔が見れなかった指導員さんもおるんですね。そういう状況で、要はこども支援課として何を基準に、何のために本庁の職員を派遣されたのか。ここをちょっとはつきりしたいと思うんですね。お答え願いますか。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

今の須藤議員の質問のほうにお答えさせていただきます。

シフトの管理のほうなんですけれども、責任者がいない状況で誰がシフトを組んでるっていうところも、先ほども言いました、年数の長い指導員がまず指導員のシフトを組んでいただいて、こちらのほうを月初めにこども支援課のほうに提出していただいております。シフトでお休みとかもともと入って、子どもを見れる状態でシフトを組んでおられるんですけれども、先ほども言いましたとおり、急な病気やそういうことで重なるときに、シフトはそのところで、いる現場の者でシフト組替えはされてるんですけども、それでもやはり足りないっていうときに、現場のほうからこども支援課のほうにどうしたらいいかっていう状況判断を仰がれて、こども支援課のほうがうちの職員を行かせますっていうことで判断をし、指導員のほうに応援を行かしていただいております。

○議長

須藤議員。

○2番

かなり私の正直な感想を言います。無責任やなど。責任者がいないのに、なんか年長の方、経験の長い方がシフトを組んど。これ、無責任やないですか。子どもを預かってる施設でしょう。なんか年長やから、経験が長いからって理

由にならないですよ。その件も問題点なんです、はっきり言うて。その人とこども支援課が相談して派遣を出しましょうと。これね、二つケースがあると思うんです、大きく分けて。要は今日どうしよう、あしたどうしようという緊急の事態ですよ。もう一つは長期シフトが組めない、頭数がそろわないとシフトが埋まらないう。これ、全然違うんですよ、対応としては。当然、緊急対応の場合は、取りあえず頼れるところはこども支援課しか今はないから、前やったら教育委員会ですね、報告してどうしようかと、現場からＳＯＳが来た。しゃあないから出しましょうかって。それはやっぱり本来おかしいでしょう。前に馬本議員がおっしゃったんですけど、職務専念義務があるのに、何をしとるんだという話ですよ。一面やっぱり私はよく当たってる話だと思うんですよ。例えば、学校の先生がいなくて、どっかのおっちゃんを連れてきて教壇に立たせたらそれでええんかと、そんなことにはならないですよ。学童だって私は一緒やと思いますよ、ほかの仕事だって。例えば、お弁当を作るのに、ここに空揚げを乗せてなというようなパートの仕事だったらね、ある意味、衛生さえちゃんと気をつけてですね、ちゃんと装備をやって、並んでここへ空揚げを乗せりゃええという話になる。いわゆる単純労働ですよ。可能性はあるし、当然世の中にたくさんそういう仕事はありますね。だけど、指導員がそんな場当たりのことでは駄目でしょう。私はそこが一番大きな問題やと。人材不足、人材不足って言いながらね、そこが全然区別されてない。責任者ははっきりしていない。そこをちょっと整理してですね、じゃあ長期の場合はどうかということと、短期をどうするんかと。これは二つ考えられるんですけど、短期の場合は私は今の学童の状況を見れば緊急性はないなというふうに感じました。もちろん先生が担当ね、しっかりおってくれるっていうのは理想ですけどね。例えば、病気で休んだよというときに、それに対応できる人材がね、例えば町の各部署で全部あるんかって、そんなこと絶対ないんですよ。あかんかったら翌日、あかんかったらさらに翌々日、どっかでカバーして穴埋めしてやっていくっていうのが仕事やと思います。学童もね、短期の場合、熱が出て今日は行けませんという指導員さんがおったときにどうするんかっていうのは、これはやっぱり職場で組織として対応する必要があると思う。そこに全く経験のない支援課の方がぽっと入って何をするのという話なんですよ。子どもだって、知らない人が来たっていう状況になったら意味ないでしょう。まず、短期の場合はもうそういう問題があると思う。その辺り、一体誰が何を判断してやってるか。これは部長決裁されてるんですかね、人を出すということで。本来の業務じゃないけれど、あんた行ってきなさいというのは、これ、部長権限、課長権限なんですか。ちょっとそこだけはっきりしませんか。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

町の職員が応援に指導員として駆けつけるということでの判断の決裁ということです。基本的に課長のほうが決定をしてくれておりまして、私も当然その場で報告を受けて、同意をした上で職員のほうを派遣しているという状況でございます。

○議 長

須藤議員。

○2 番

そしたら、課長のほうにお尋ねしますが、部長は最終的に決裁するだけという。基本は別にそれはそれでええと思います。部長が何もかもやるということじゃないんでね、課長がそれをやるっていうのはよく分かります。お聞きしたいんですけど、さっきまで例えば事務仕事をした方が、あんな学童へ行って何をしてきなさいと、そこはどうなってますか。

○議 長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

ちょっと極端な話にはそれはなるんですけども、実際問題、向こうから応援が来るときに、まず本当に中で回らないのか、その時間帯に人が本当に足りないのかっていう確認は取らせていただきます。時間的にこの時間帯にどうしても手薄になるときとかいうのも、今いる職員さんは4時間勤務、長時間で7時間なんですけれども、予定がなければ時間を超過勤務として勤めれるようであれば、そちらのほうを促しております。それでも人が足りないときとかを事前に聞いておりまして、何日、何日がどうしてもシフトが組めないっていう場合に、うちの職員のほう、この職員は教育委員会のほうからも結構、学童保育の手伝いに行ってくれてたので、学童保育のこともよく知ってる職員のほうを行かせております。

○議 長

須藤議員。

○2 番

仕事でやってるんでね、隣の家を助けに行く話じゃないんですよ。基準が必要やと思うんです。基準について詳しく教えてください。

○議 長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

先ほども言いましたけれども、現場のほうでどうしてもシフトが組めない状況のときに、こちらのほうから応援のほうに行かせていただいております。

○議長

その応援者を決める理由、質問は。決める基準があるのかっていう。西岡こども支援課長。

○こども支援課長

すみません、ちょっと足りませんでした。基準は、今先ほども申しましたけれども、その職員は今言っていた会計年度の職員でおりまして、その方は教育委員会のときから、学童保育のほうに何回も行ってることもありますし、学童保育の事務もいろいろしているので、学童保育の指導員とも顔つなぎができているっていうことで、その職員を対象に行っていました。

○議長

須藤議員。

○2 番

そんなこと聞いてない。判断基準って、これは当然あるはずなんです。職場を見渡してね、何か遊んでるやつがいるからおまえ行ってこいと、そんな話じゃないですよ。先ほど一番初めに確認しましたが、要は設置基準というのはあるんですよ、政府が決めた。それに基づいて当然運営されてて、ただしそれで十分だと私も思ってません。全国平均でも大体指導員1人に対して生徒さんというか、児童さんは大体10人程度以下ぐらいっていうふうには思ってます。それはそれで別に全然いいんです。それに関してはね。ただ、緊急対応の場合、短期の対応の場合に何を基準にしてそれをやるのか。例えば、何でそんなふうに私が思うかっていうと、実際にこの間、北学童を見せてもらいましたが、正直言って、先生が走り回ってという状況はないです。基本的に余裕を持ってやっておられます。余裕があったらあかんという意味じゃないですよ、余裕を持ってやっていただいたらええんですけど。それで、この中でお一人が例えば病気なんかで抜けられたときにどうなるかって想像しても、問題ないねという感じを私は正直言って感じました。ですから、頭数をそろえなあかんから出したということではないと。そうじゃなくて、何らかの基準があってやってるならそれでいいですよ。ただし、政府の基準は1施設40人、2人と、最低限というふうになってるんですから、それに照らしてどうですかと。例えば、平群では別の何か内規的なもの、運用規則的なものがあるんですか。これは教育委員会にもお聞きしたいですけど、去年までそうやったですよ、こっちやったですよ、その辺りをちょっと引き継がれてると思うんで、どういうふう

にその基準を運用されて引き継いでいるのか。これね、やっぱりそこが曖昧だったらね、私は馬本議員がおっしゃったように業務専念義務違反やと。重大な問題ですよ。管理責任ですから、これ、町長の責任でもあるわけですよ。大仰に言えばそういう話になってしまうんで、そこははっきりしないとね、課長のさじ加減でやってるということになったら、これは大問題ですからね、もう一遍答弁を求めたいと思います。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

こちらも向こうの判断というよりは、1施設40人に対して、2人以上という指導員を置かなければいけないということになりますので、そのシフト組みのときに、ちょうど時間帯によって、シフトがA、B、C、Dとかあるんですけども、そこでどうしてもお休みがあったときに、次の方と引き継ぐ時間帯のこの2時間がどうしても人が足りないとか1時間足りないっていうところもあるんです。そういうところで行かせていただいているのがほぼ多いです。

○議長

須藤議員。

○2番

確認ですが、1施設、最低2人で運用してるということでもいいんですか。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

現在のところ、2名以上いてればということになっております。

○議長

須藤議員。

○2番

この間ね、全員協議会の際に説明された人数はかなり多かったと思うんです。本当に例外的じゃないと、要は常態化してるんだと。だから人員不足で困ってるというふうに私は受け取ってたんですね。それからいうと、常時、最低基準すら満たせない、22人おられて、それすらできないと、そういう状況なんですか。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

常態化はしていません。この間見ていただいた北学童におきましては、扶

養範囲内の方が少ないんですけれども、平群学童とかになりますと、人数22名の中にでも扶養範囲内で働いてる方がいらっしゃるって、週5日ではなく、週2日、3日という方がいらっしゃるって、その方がお休みされると、やっぱり年休とかの加減でどうしても行けない。特別支援でちょっと大変な子も平群学童のほうにはいてまして、どうしてもやっぱりその子に目配りしなければいけないっていう時間帯もありますので、その時間帯はちょっと2人というよりは、人数を多く見てる場合もありますので、そのときに応援とかが特に行きます。

○議長

須藤議員。

○2番

質問時間が限られてますんで、もうこれ以上は言えないんですが、シフトを組む段階で誰が責任を持つんだというのがすごく曖昧ですよ。今、課長がおっしゃったように常態化していないということは、人員不足じゃないということになりますよね。おかしくないですか、論理として。常態化してなけりゃあ臨時的な対応だけすりゃあいいわけで、何でそれで民間委託せなあかんのかって理由にならないでしょう、それだったら。そこをはっきりしないとね、リスクはすごく高いんですよ、民営化するというのは。

私は本当に見せてもらって、同僚議員が南も平群のほうも見せてもらいましたが、どっちかというとな北よりもさらに安定してるよというふうにはお聞きしました。先生方に聞こうと思ってちょっとタイミングがなくなっちゃったんですけど、そんなに入れ替わりしてないですね。平均勤務年数も長いしね。だったら、私は十分これはやっていけるやないかと。子どもとの関係でいうたらね、関係ができてるんですよ、子どもと指導員、先生方、指導員さんと親御さん、学校の先生方やもちろん本庁の職員さんを含めてね、一つの組織として私は出来上がってると思います。それをあえて民営化して御破算にしちゃう必要は全然ないでしょう。

問題はね、私は主任だとか施設長さんだとか、しっかり体制を整えて責任を持った方を配置してですね、それで本庁と協力すると。今そこが曖昧なんです。だから、施設長さんなり、主任さんがいないのにボスみたいな人がシフトを組んで、あんたこれをやってくれと。人事権を持ってないですよ、この人は。判断するのは全部、結局本庁のこども支援課になるわけですから、そこは責任が曖昧だと私は思うんです。そこを改善すべきであってね、今おる指導員さんを今の形態で雇用して安定した状態を保つというのが私は非常に大事な視点だと思います。もう時間がいっぱいなんで、質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、お時間が来ておりますのに申し訳ありませんけれども、先ほどから課長が答弁させていただいております。常態的に人が足りないのかということでは、最初の答弁で申し上げましたように、22名で常態的には人のほうは確保されておる。ただ、緊急時の場合にどうしてもシフトが組めずに、町の職員が現場に配置をしないといけないということ、これが問題でございます。

今、議員に問題点を何か所か御指摘を頂きました。主任的な役割の指導員がいてない、またそういったシフトの管理、町としての責任という部分での御指摘も頂きました。我々も同じくしてそういった問題点について、課題について同じそういった考え方を持った中で、議員は今の状態で何とか改善をするように求めているということでございますけれども、我々としましては民間委託化によってこれらの課題を解決をしていきたい。いずれにしましても、子どもや保護者の方々が不安になるような指導員の配置、これは我々が絶対してはいけないことだというふうに思っておりますので、議員と我々の問題点・課題点は共通してると思いますんで、そういった点について、今後解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議 長

それでは、須藤議員の一般質問をこれで終わります。

10時40分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時27分)

再 開 (午前10時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号9番、議席番号4番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○4 番

発言番号9番、議席番号4番、長良俊一です。皆様どうぞよろしく願いいたします。私は大きく3点質問させていただきますので、どうぞよろしくお願

いします。

それでは、始めさせていただきます。毎年、単年度主義での行政運営の中で、町民の皆様のニーズを考え、予算化し、執行していくことの重要性を感じています。今年度も9月定例会で令和5年度を振り返り、次年度につなげる時期となりました。平静を取り戻し、本来の喫緊の課題を克服し、魅力ある町平群町を感じていただけるようにとの思いからお伺いさせていただきます。

1番目に、部活動改革について。

6月定例会にも一般質問させていただきましたが、放課後部活動については、中学生にとって大変大事な成長する一助と考えます。先生方の働き方改革、指導者の確保など、留意すべき問題点があるのは承知していますが、中学生の放課後部活動には競技スポーツと生涯スポーツの両輪を兼ねており、繰り返しお聞きする必要を感じる理由は、中学生生活の限られた時間の中で有意義な時間を導く責任が我々にあるからです。現状をお聞かせください。

続いて2番目です。新しい時代の学び舎へ再生するために。

これからの学校施設は、児童・生徒と教職員がウェルビーイングで過ごせる施設へと転換を図るとともに、1人1台端末を活用した多様な学びのスタイルに応える学習空間をつくり出していくことが求められています。本町も大規模修繕工事を予算化し、次につなげる施策を模索していると考えます。

その観点からお聞かせください。

1番、現在のICT活用の現状と課題。

2番、教員研修や校務を入り口にしての今後の展開。

次いで3番、授業改革についてです。

続いて3番目です。認知症施策と医療と介護の推進について。

平群町において、令和6年7月現在、高齢化率が39.1%となり、既に3人に1人が65歳という超高齢社会となっています。独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに、特に認知症高齢者の増加が今後も大きな課題となっています。認知症の方が尊厳と希望を持って認知症とともに、よりよく生きていくことができるよう、また認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる地域共生社会の実現と、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症への正しい理解を深める活動や医療と介護の連携強化、認知症の早期診断、早期対応など、認知症の人及びその家族への効果的な支援体制の強化が求められています。

そこで3点お伺いいたします。

1番、現在の独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の状況について。

2 番、平群町として特色のある認知症施策の取組について。

3 番、医療と介護の連携強化として具体的な取組について。

以上 3 点、どうぞ明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○ 議 長

川西教育部長。

○ 教育部長

それでは、長良議員の大きな 1 項目めの部活動改革についてお答えをさせていただきます。

現状は、令和 6 年 6 月議会で申し上げましたとおり、令和 6 年度の学校部活動の地域移行の取組に係る国の検証事業では、年間 24 回の活動の約半分のスケジュールを進めてきたところでございます。また、今年度は新たな町のイベントとして平群町スポーツフェスティバルを 11 月 17 日に総合スポーツセンターにおいて開催を予定しており、その中で今回の地域クラブ活動のダンス教室参加者による日頃の練習成果を披露するダンス発表を予定しております。参加者の成長を感じ取れるような取組ということで、新たな経験を通じて、今後につながっていくことを期待しているところです。

以上でございます。

○ 議 長

長良議員。

○ 4 番

御答弁ありがとうございます。部活動改革については、続けて 2 回の質問になります。6 月には教育長自らお答え願って、この部活動改革、先生方の働き方改革の難しさを痛感してます。続けて、今回 9 月においてこうやって質問させていただいたのは、必ず進捗状況があると思い質問させていただきました。今、御答弁いただいたように、新たに平群町スポーツフェスティバルで 11 月 17 日に発表会をしていただける。やはり放課後部活動っていうのは、今日の僕の質問でありますように、競技スポーツと生涯スポーツの両輪を兼ねてます。なぜそんな言い方をするか、僕はこの議場へ寄せてもらう 5 年前、それ以上に奈良県の体育協会の理事をさせていただきました。毎年この 9 月期、10 月期の前半は国体、スポーツの祭典をされてます。奈良県もあと十数年内に国体を、スポーツ大会と名称が変わりました、させていただきます。若き子どもたちがいろんな経験をして、これから奈良県平群町で育っていき、ここで出会ったいろんな人生をよかったなあと感じていただけるように、また今、教育問題を抱えてる先生方の働き方を考慮しつつ、こうやってイベントで発表会をしていただく。そういった中でね、僕がこうやって 3 か月前に言うのは、必ず子どもたち

は卒業していく、ずっと動いてるんだと、先生方の働き方も並行してやらないといけなけれども、子どもたちが生涯スポーツに出会い、こうやって発表させてもらえるダンス、オリンピックでもダンスは競技種目になりました。いろんな形で出会いをし、競技スポーツであったら、やっぱり発表の場、大会の場が必ずあると思うんです。中学校で野球をしたり、サッカーをしたり、文化面でいろんなことを発表したりする機会を与えてやるのも親っていうか、人生の先輩、我々の役目やと思う。その中でね、学校から切り離してやった以上、それもちんちんと関係しながらお預かりした子どもたちの人生を考慮してやっていく。これは一番大事やと。だから、ダンスは発表できるけども、平群町はダンスと硬式テニスをやらせてもらってます。中学校の大会に、その硬式テニスの子が出れるように、また出たいという子どもが出たときにちゃんと対応できるように、町は万全を期してあげてほしいんです。学校でクラブ活動をしてたら、当然学校の先生方が月曜日から金曜日までお世話してくれて、土日、よっしゃ、ほんなら連れて行く。そのときに先生方と離れて、また引率者をつける、今はそういうふうな形で放課後活動について、すごく熟慮されている時期やと思う。でも、子どもたちは3年間の間で発表する機会を硬式テニスであろうが、ダンスであろうが探して与えてあげる、それは大人の責務やと思う。そこら辺、行政として考え、教育委員会としてバックアップをやってあげてほしい。そういった観点から、同じく6、9と続けてさせていただきました。考慮すべき点は、僕の言ったことを加味して、これからもこの部活動については、今まさに子どもたちを預かってる以上、毎日変化してる。その対応を必ず忘れないようにだけしてやってください。どうぞよろしくお願いします。僕はこの質問については、このお答えを頂いただけでもう満足してます。どうぞよろしくお願いします。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の大きな2項目め、新しい時代の学び舎へ再生するためについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。現状と課題ということなんですけども、現在、国を挙げて情報通信機器、いわゆるICTを活用した教育が急ピッチで進められております。これはICTが目覚ましい発展による技術革新の加速やグローバル化の進展といった変化の激しい社会を生き抜くためには、ICTを道具として情報を収集し、判断し解決する能力が不可欠となっているということでございます。

それから、2点目、3点目の質問なんですけども、5年前より各市町村で連絡協議会を設置し、県域で統一した校務支援システムを導入し、学校間での共通した様式の活用や情報のやり取りの見直しを図るなど、校務のデジタル化により効率化の進展、そして教職員の働き方改革の推進へとつなぐシステムづくりを進めています。これまで本町としましても、全児童・生徒に1人1台端末を整備し、日常の教科授業での積極的な活用や家庭学習での活用ができる環境の整備、学校の高速ネットワーク環境の整備等に取り組んできております。また、一昨年度の町内の小中学校全教員を対象とした夏期研修会では「ICT教育の充実」をテーマに、AI型ドリルの効果的な活用等について研さんする機会を設けるなど、教員の教科指導力の充実に向けた取組の推進にも努めております。加えて各校のICT活用の推進役でありますエバンジェリスト、これは先進的にICT教育に取り組んでいる教職員のことであるんですけども、この方々を中心に学校でのICT活用が一層図られるよう定期的に協議する場を設け、意見交流等を行うなど、引き続き学校教育におけます情報化の推進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

御答弁ありがとうございます。僕は議場でいつも言うんですけど、4人の子どもを育てる親として、子どもを父親という立場から応援している。学校教育ってというのは、目まぐるしく発展して行って、団体行動を学び、いろんな人たちと交流することによって、社会形成の一助をしてもらう。そういう学校であるべきやと。また、そういった学校に親としてお預けしたい、そういった気持ちで一心です。やはり子どもの父親である以上、しつけは親がするものであり、そのしつけが個性になり、人間力に生かされていくと。その中で、僕が子どものときには、パソコンを1人1台与えてもらうことなく、辞書をいっぱい持って学校へ行って授業を受けさせていただきました。なぜ今回これを取り上げたかという、もうここに答弁いただいたように、5年ぐらい前からどんどんパソコンで子どもたちが勉強するようになり、時代の流れをくみ、進んでいく。ほかの市町村ではもう入替えが始まる段階に入ってきた。我々の平群町も当然同じように子どもたちが扱う以上、丁寧に扱ってくれる子もおれば、残念ながら雑に扱ってくれる子もいてる。当然入替えしていかないといけない、その予算組みも必要。また、答弁の中にあった以上、僕らと同年代の先生方はもともとパソコンもあんまり得意じゃないけれども、こうやって1年に一度勉

強会をしていただいて、今の発展的なパソコンを使って子どもたちに授業をしていく。そういう新しい教育のやり方を、先生も一生懸命汗をかいて勉強をしていただいていると思う。そこに、さっきの1番目の質問じゃないけど、部活動やへったくれと言われて、自分にもともと持ってないもんまで与えられると、先生もしんどいのは当たり前やと思う。

その中でね、僕は2番目にこの質問をさせていただいたのは、平群町は中学校が一つしかなくて、これから先、あの建物で子どもたちを中心に集めて学び舎としてやってほしい。そのためにも今回予算づけしていただいたもんも、ICTの中であります。次年度以降も同じようにつけていって、ほかの市町村に競争で負けることなく、続けてやっていっていただきたい。その一途で2番目の質問をさせていただきました。どうか、ほかの市町村の情報をいっぱい集めて、平群町で学んでよかった。この山間部でね、やっぱり歴史ある町で子育てをさせてもらった親御さんが満足していただけるように、そういうカリキュラムで先生方のバックアップを教育委員会、教育長がやってやってほしい。なぜそんな言い方をするか、教育長は中学校の校長先生で、中学校の先生方の御苦労をたくさん経験して知ってるからです。我々は子どもを育てる親として今後バックアップし、ここでよかったと思えるように、教育長を先頭にやってやってください。この準備、整備だけは必ず注視して予算組みをしてやってください。まず9月期ですから、次は令和7年度に向かったのリスタートですからと思い、ここで質問させていただきました。どうか予算づけもよろしく願います。頑張ってください。これで教育のところの2点は結構です。ありがとうございます。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは3項目め、認知症施策と医療と介護の推進についての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、高齢者の状況についてでございます。

令和6年4月現在、独り暮らし高齢者の方は1, 161人、高齢者のみの世帯数は1, 520世帯で、3, 075人となっております。また、認知症高齢者につきましては、要介護認定を受けておられる方1, 481人のうち794人というような状況になっております。

続きまして2点目、本町として特色のある認知症施策の取組についてということで御質問を頂いております。

本町の取組といたしましては、地域包括支援センターを拠点といたしまして、

認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って日常生活を過ごせるよう、毎年、認知症サポーター養成講座を継続的に開催をいたしております。広く認知症に対する理解、促進を図っておるというところでございます。また、認知症の方やその家族の視点を重視しながら、地域住民における早期からの支援を実施するために、前年度にチームオレンジを設立をさせていただきました。さらには、町内医療機関、また関係機関と積極的に連携協働いたしまして、昨年には町内医療機関が主催されます講演会に共催をいたしまして、認知症予防とその対策についての講演と対談形式のディスカッションのほうに参画をさせていただきました。民間医療機関のつながりから有名講師を呼んでいただきまして、非常に多くの住民の方々の参加が得られ、その中で町としての認知症施策の取組などについても周知、啓発をさせていただけたと認識をしております。今後におきましても、地域包括支援センターを拠点といたしまして、認知症相談会や予防事業等の継続実施、また地域医療機関及び関係機関との連携を強化をいたしまして、引き続き住民の方への支援を図ってまいりたいと考えております。

続きまして３点目、医療と介護の連携強化ということで、具体的な取組についてのお尋ねでございます。

生駒地区医師会と生駒郡内４町との生駒郡医療と介護の連携に関する協定書を締結しております。それに基づきまして、医療と介護の連携の中での課題解決に向けた取組であったり、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、医療・介護関係者の情報共有の支援など、地域包括ケアの推進、深化に取組を行っております。今後におきましても、医療と介護の密な連携により、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保され、地域全体で高齢者を支える体制構築を実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○４番

御答弁ありがとうございます。僕は皆さんも御承知やと思うんですけども、バラ園で仕事をさせていただいてます。うちの義理の父親は８０歳になっても一緒に農業を手伝ってくれてます。一生懸命やってもらう。僕は１番、２番で教育について御質問させていただきましたから、続いて高齢、人生の先輩方の今後についても質問させていただきたいと思い、今回この認知症について質問させていただきました。

平群町は、この山間部の中でデマンドやフレイル、いろんな取組をして、人

生の先輩方や子どもたちを支える行政活動をしっかり一生懸命取り組んでると僕は思ってます。この前、この答弁の中で答えていただいたように、民間でもこうやっていろんな認知症に対するのを文化センターでやってくれたり、この週末には花火大会をしてくれる若い人たち、ますます一生懸命盛り上げてくれるまちづくりをしてくれてる人たちはたくさん平群町にもいます。それに行政が背中を押すのは、また議場からこうやって発信することは我々にとって、まちづくりにとって大変重要やと思う。今後、ますます平群町が人口減らないで守れる、また人を呼び込めるためにも、いろんな各部署、横と縦との連携を密にして、元気いっぱいなまちづくりをしてもらいたい。そういった思いから、こういう民間の人もやってくれてる、いいことやと僕は思うんで、今回取り上げさせていただきました。行政は縦割りと横割りが大変複雑ですけども、今、部長が答弁いただいたとおりに取り組んでいただいていると思いますが、もう一度その取組について、もう一つだけ深く聞きたいと思います。課題解決に向けた今後の各種関係との連携の強化について、もう一度お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

課題解決における連携強化ということでの再質問でございます。

とりわけ高齢者を取り巻く課題などの解決におきましては、議員御質問の通告の中でもありましたように、地域包括支援センターへの早期相談、また早期発見のための取組の充実、町内医療機関との連携により、物忘れ外来などへの早期診断につなげ、また地域や各種介護サービスによる早期支援を行うための各関係機関との連携強化、体制構築が課題解決につながるものというふうに考えております。今後におきましても、医師会などの協力を得ながら、在宅医療・介護連携推進のための体制構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

御答弁ありがとうございます。僕はお願いが一つできました。役場へね、また包括支援センターやいろんなところへ人生の先輩方が訪ねてこられたときに入りやすい、そんな雰囲気をつくってあげてください。人生いろんなテーマを持って一生懸命日々を過ごしておられると思う。聞きにくいことでも聞きやすい、

そういう行政窓口をつくってあげてください。子どももこの前、ちょっと話はそれますが、うちの愚妻が子ども会のキャンプに行ったときに、せきが止まらない子どもがいてたらしい。今日はちょっと1回帰りって、その代わりあした元気になったらまたおいでと言うたら、お母さんに子どもが電話口で帰りたくないって言ったらしいんです。でも、お預かりしてる大人もね、これはもしものことがあったらあかんからって帰した。でも、次の日の朝、その子どもは元気よくまたキャンプに朝に親に連れてきてもらって、また輪に入って1日楽しい時間を過ごした。家に帰って教えてくれました。話がそれてるように思いますが、人生の先輩方だって恥ずかしいところもあると思うんです。行政っていうのはいろんな方々をお預かりしている以上、話をしやすい場所、環境づくりが欠かせないと思う。風通しのよい住みよいまちづくりをしてやってください。どうぞよろしくお願いします。

僕の質問はこれで結構です。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

11時20分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時06分)

再 開 (午前11時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号12番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく3点通告をしております。行政側におかれましては、明確な御答弁をひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目でございます。矢田山(仮称)東西線建設についてであります。

将来の平群町発展がかかっていると言っても過言でない、また、東南海地震がいつ発生してもおかしくない状況下において、防災上からも(仮称)東西線道路建設は、平群にとって非常に重要な課題であると私は考えております。私

は平成6年6月に提案してから、毎年のごとく一般質問を行ってまいりました。その結果、平成28年度までは大和郡山市と平群町の1市1町の共通課題として県に毎年要望されていましたが、平成29年度からは（仮称）東西線は県北西部に広域的なメリットが期待できるとのことから、郡山土木協議会、生駒市、大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町の2市4町の共通課題として、奈良県事業として毎年要望されております。

そこで第1点目、今年度の郡山土木協議会はいつ開催されましたか。また、平群町独自の取組はされたのか。

2点目、要望書に対する奈良県の回答はどうでしたか。

続きまして、大きく2点目でございます。総合グラウンドを人工芝化に。

令和2年9月議会に、総合スポーツセンターのグラウンドを人工芝化にと提案しました。なお、工事費は独立行政法人日本スポーツ振興センターと平群町地域振興センターで予算化されれば、町は財政上の影響はないのではと質問、教育委員会は、人工芝化については各種団体との問題等があり、クリアされれば賛成であると回答されました。

その後、令和3年9月議会に再質問をしました。教育委員会は、主要スポーツ団体の意見聴取を行った。各種団体は異議はなかったが、現在の使用が制限されることのないように、また料金設定についても高額にならないようななどの意見があった。また、教育委員会は人工芝化した自治体や県などに聞き取りを行った結果、財源の確保など、今後検討しなければならない問題があるとの回答をされました。

その後、令和4年度に再々質問を行いました。大切な提案と評価しており、前向きに考えておると。しかし、町財政的に不安定な時期であり、結論を出すことは難しく、引き続き財源確保に向け、地域振興センターとともに継続協議を続けていきたいと考えていますとの御回答も頂きました。

なお、令和5年度の質問では、令和4年度の総合スポーツセンターと中央グラウンドの種目別集計では、総合グラウンドはサッカーの利用率が80%、中央グラウンドは軟式野球の利用率が60%、並びにターゲットバードゴルフが20%など、総合グラウンドと中央グラウンドの利用種目が固定化されております。よって、総合グラウンドは利用率の高いサッカーをメインとした人工芝化に面整備することにより、町内外からのサッカーの利用者を受け入れ、利用料金収入と平群町の知名度アップにつながることを考えられます。地域振興センターと継続協議の進捗状況並びに今後の見通しをお聞かせくださいとの再度の質問をいたしました。教育委員会の回答は、人工芝化に向けては一定の町財政の負担は認識していますので、引き続き財源確保に向け、地域振興センター

と協議を続けていきたいと考えていますと、令和４年度に回答をされながらも、実態は協議されておりませんでした。よって、令和５年度中の速やかなる協議をしてまいりますと御回答もされました。

そこでお聞きをいたします。

第１点目、今日までの関係機関と協議された日程並びに協議内容は。

そして、今後の取組についてお聞かせいただきます。

３点目、コミバス運行についてでございます。

平群町の公共交通空白地域解消として、平成１５年度に西山間ルートと南部ルートのコミバス２台が試行運行され、１年後の平成１６年に西山間ルートが本格運行されました。その後、平成１７年度に、南部ルートも本格運行をされました。平成２３年度には南部ルートを中央循環ルートに編成、３台運行され、その後、一部ルートや停留所の変更が行われました。平成３０年度は財政難のため、コミバスを３台から２台に削減し、西山間と南北循環ルートの２ルートに再編され、現在運行されております。

そこでお伺いいたします。

１点目、６月２０日に開催されました公共交通対策特別委員会で、令和５年度コミバスの利用状況では、西山間ルートは平成３０年度は９，５８４人に対し、令和５年度は８，０２７人と１，５５７人の減、また南北循環ルートは平成３０年度は１万１，１７９人に対し、令和５年度は１万１７９人と１，０００人の減であります。

コミバス運行の委託料の状況であります。令和３年度の西山間ルートでは経費というのは、当初契約金額とそのときの運賃収入を合わせた金額が、１，１６６万１，１００円で１人当たりの運行経費は１，４２７円、また南北循環ルートでは経費、当初契約金額プラス運賃収入で１，１６７万１，０００円で１人当たりの経費は１，２４６円、年間運行経費総額２，３３３万２，１００円で１人当たりの平均運行経費は１，３３１円となります。

令和４年度の西山間ルートでは経費、当初予算契約金額プラス運賃収入は１，１９３万４，４５０円で、１人当たりの運行経費は１，５４３円、また南北循環ルートの経費は当初契約金プラス運賃収入１，１７５万９，２２０円で、１人当たりの運行経費は１，２１７円、年間運行経費は総額２，３６９万３，６７０円で、１人当たりの平均運行経費は１，３６２円であります。

令和５年度の西山間ルートでは、経費は当初契約額プラス運賃収入１，３３４万４，１００円で、１人当たりの運行経費は１，６６２円、また南北循環ルートでは経費、当初契約額プラス運賃収入１，３１４万６，１００円で、１人当たりの運賃経費は１，２９１円、年間運賃経費は総額２，６４９万２００円

で、1人当たりの平均運賃経費は1,455円。

令和6年度の予算のコミバス委託料は2,723万9,000円で、まだ運賃収入はこれからでございますので、一応当初の契約はその契約になっております。利用者は減となり、委託料は毎年増額の現状をどのようにまず認識されているのか、課題をどのように捉えているのか、御答弁をお願いいたします。

2点目、7月に北葛城郡の広域7か町の中の2町のコミバス運行について視察研修を行ってまいりました。上牧町の巡回バスの概要は、平成25年10月1日から無料で利用できるコミバスが運行開始されました。現在は3台で運行、令和5年度より民間の交通会社に2台を委託、また1台は従来どおりシルバー人材センターに委託されております。年間の利用者数は、令和3年度は5万4,646人、令和4年度は6万6,141人、令和5年度は7万9,585人が利用されました。また、令和5年度の運行の総経費は3台で約3,500万円、車両は上牧町が所有されております。運転委託料は約2,900万円、運休日は年末年始12月29日から翌年の1月3日までがお休みとなっております。

また、河合町の循環バスの概要であります。河合町は平成14年度から無料で利用できるコミバスが運行開始をされております。現在は2台で運行され、河合町が直営をされておるわけでございます。年間の利用者数は、令和3年度は7,811人、令和4年度で1万3,102人、令和5年度では1万4,041人が利用されました。また、令和5年度の運行の総経費は2台で約1,100万円、車両はリース2台、運転手の人件費など、そして運休日は毎週月曜日と年末年始12月28日から1月4日となっています。

そこで、平群町の現状と他町の状況を踏まえ、どのように行政は認識されているのか。

次に三つ目、今後のコミバス運行について。

現状の運行形態、運休日は土曜・日曜・祝日、運行時間帯を維持した上で委託から、私は直営、運転手確保のため直営にすべきと思います。

2番目、利用運賃は無料とする、近畿運輸局の許可は不要であります。

3番目、運行車両は10人乗りとします。

4番目、運行車両の小型化により、狭い道路への進入が可能となるため、停留所を増やすことができます。ということは自治会の要望を受けることが可能となってきます。

5番目、現在のコミバスは毎年委託料が増額しており、町負担の軽減が図られます。

6番目、住民にとって利便性向上などを私は提案したいと思いますが、この提案についてどのようなお考えでございますか。

よろしく、3点について御答弁をお願いいたします。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

それでは、馬本議員の1項目めの矢田山（仮称）東西線建設についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の郡山土木協議会の総会開催日について、本年7月1日付で書面決議での開催となり、今年度も2市4町の連名で、矢田丘陵を通す東西線の実現に向けた計画に早期着手することについて、協議会共通の要望事項として奈良県に提出をしており、7月1日に郡山土木事務所長が来庁された際には、町長より改めて東西線について要望を行いました。

町独自の取組としましては、本年7月8日に本町の担当部課長が大和郡山市の都市建設部長を訪問し、東西線の必要性を再確認し、首長同士の面談を実施することについて協議を行いました。その後、7月22日には町長と大和郡山市市長との直接面談を行い、平群町の交通事情や課題を説明した上で、引き続き両市町が東西線の事業化に向け連携を図るとともに、今後、平群町が県に対する要望活動を図っていくことに理解を示されたところであります。また、県土マネジメント部長に対しましては、東西線の実現に向けての要望を予定しており、8月20日に県庁本課の道路建設課長に対して、事前説明を行ったところでございます。

2点目の要望書に対する奈良県の回答についてですが、昨年9月に郡山土木事務所長より、東西線の必要性は理解できるが、大規模な新規道路建設となる費用対効果の検証など、非常に高いハードルをクリアしていく必要があるとの見解を示されており、改めての回答はございませんでした。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目でございます。町長がね、部長、課長が大和郡山市へ行っていていただき、8月20日かな、西脇町長と向こうの市長とお会いしていただいて、これ、私は平成6年やから30年になりますねけど、首長同士の面談というのは私はなんか初めてのよう記憶しますねけど、うちの町長もいかにこの東西線が大事ということをより一層認識されたんじゃないかなというふうに思います。私は町長自身が大和郡山市市長とお会いされたということに非常に感謝もし、それと将来の平群町ということを考えてされた行動と思います。町長に対して、この

場をお借りして厚く御礼を申し上げます。担当部長並びに担当課長がその段取りをしていただけましたこと、感謝を申し上げます。それで、この件につきましては非常にハードルの高いことはもう重々分かってるわけでございます。常に私は思っておりますねけど、このことは平群町にとって最も重要な将来の課題でもあるし、三郷町にとっても、生駒市にとっても、このトンネルは最も重要な課題。平群町の将来がかかっていると言っても私は過言でないと思います。このような大きな事業についてはね、県の事業でございますけども、粘り強く言い伝えなければならないことと思っております。それで私は1年に一遍必ずこの場をお借りして町長の対応とか部長の対応とか所長の対応とか、いろんな対応をここで聞いておるわけでございます。ハードルの高い事業でございますけども、町長並びに担当部長、担当課長、副町長もひとつよろしく、より一層の御尽力を賜りますように、この場をお借りいたしまして、よろしくお願い申し上げます。この件については議長、これで結構でございます。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

それでは馬本議員の大きな2項目め、総合グラウンドを人工芝化についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。今日までの関係機関と協議された日程並びに協議内容についてですが、これから先の平群町を見据える上で潤いのある豊かで持続可能なまちづくりが求められております。総合スポーツセンターグラウンドの人工芝化も持続可能なまちづくりの一つの政策であると考えております。このことにつきまして、現在まで指定管理者である平群町地域振興センターとも協議を行ってまいりました。同じように市内での議論では、総合スポーツセンター全体を見たときに、既にウォーターパークは廃止になっており、跡地活用など課題が浮き彫りとなっております。体育館は平成7年8月に竣工し、今年で29年を迎えています。このようなことから、当該施設の老朽化や議員御提案のグラウンドの刷新や体育館の空調設備設置など、時代に合った対応が迫られております。この対応策として、当該施設の一体的な再構築ができないのか、その中の一つとしてグラウンドの人工芝化が実現できないのか協議を行ってまいりました。

2点目の質問でございます。今後の取組についてですが、今後実現に向けた方策を探っていくことになります。その一つとしまして、総合スポーツセンターを都市公園化に位置づけることで、国の補助を活用できる可能性が広がってまいります。現在の財政状況を見据えた上で、今後は町の一般財源の支出を抑

えた方策により、総合スポーツセンター再構築に向けた計画的なプランづくりの検討を進めていくことになるということでございます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目につきましては、大きく考えて総合スポーツセンターは一つのもんというような考え方を持って、一体化についていろいろ内部で協議されてきたということの経緯を御報告いただきました。これについては、まず感謝を申し上げます。人工芝も中へ入って協議していただいたなということを感じて感謝を申し上げます。

2点目につきましては、この一体化のプランについて総合スポーツセンターを一体化して都市公園、都市の関係のそういうようなプランづくりをされてるというふうに、ちょっとそういうお考えされましたけど、いつ頃そのプランが出来上がるというたらいかんけど、ある程度一定議会のほうへ示されるのかな、その点はどうですか。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

現在、プランづくりについての事前の調査段階でございます。ある程度、先が見通せた段階でお示しをさせていただけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

一般財源も支出を抑えた総合スポーツセンターの再構築に向けての計画的なプランづくり、事前調査の段階に取り組んでいただいていることをまずもって感謝を申し上げます。今後の推移を見ながら私自身、またこれについてはその中には人工芝が入っておりますので一般質問させていただきますので、その節はよろしく願いを申し上げます。この質問はこれで結構でございます。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、3点目のコミバスの運行についてお答えいたします。

まず、１点目につきまして、運行にかかる経費につきましては、運転手の人件費増加や燃料費高騰などに伴いまして、委託料が年々増加している状況であると認識しております。

次に、２点目の平群町の現状と他町の状況を踏まえてですが、上牧町や河合町では無料でのコミバスを土日も運行してるということで、利用者の利便性の向上を図っているとの認識をしております。

次の３点目の議員から頂いた御提案につきましては、例えば利用料を無料することに伴い、ＮＣバスやデマンド交通など、既存の地域公共交通の全体に影響を与えるものであると考えられます。実際利用されてる方々の御意見をお伺いしながら、また公共交通については継続的に安定した運行を行うことなど、将来の地域公共交通のことを見据えた様々な観点から、今後のコミバスの運行を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○１２番

令和５年度も先ほど質問の中に入れましたけども、西山間ルートでは１人乗りはって１００円お支払いされて、１，６６２円かかってんねん。１人やで。今度は南北ルートに自分も１００円払って乗りはったら１，２９１円かかってんねん。南北と西山間を合わせて平均を取ったら１人１，４５５円かかんねん。平群町は１人１，３５５円の負担してんねん。１人乗りはってやで。これはね、皆さんいろいろ認識してはと思うけど、一つ目の、部長は要するに人件費高騰に伴い委託料が年々増加してることは認識してるって、こんなん認識してへんで、私に言わせたら。こんなんどこへ行ったってね、こんなバスは言うて悪いけど、町が１，３００円とか補填してるか。まだまだ上がるねんで、これ。これは由々しき時期ですよ、今。大変なときですよ。

それでね、僕が先ほど提案した話やねけど、何を言いたいかっていうたら、僕の話は今のコミバスではもたへんと思う。住民は黙ってへん。利用されてる人はええやろう。利用はどんどん減ってくんねん。委託料はどんどん上がってくんねん。そんなね、大変なことですよ。そこで僕が提案したのは、利用者の運賃は無料とすることによって、停留所の変更、ルートの変更、時間時刻の変更などはね、近畿運輸局の許可は要らないんですよ。また、運行車両は小型１０人乗りによって、より狭い道路へ進入することが可能となるわけでございます。また、そこで大事なことは、自治会などの要望を受けることができ、住民にとって利便性の向上につながります。ある町では、半年に一度、関係する自

治会長が集合されまして、そこでここにこういう停留所を設けてほしい、ここは不必要やという住民の意見を聞いて運行されてます。次に、利用料が無料のため白ナンバー車両で運行できるため、運転手は普通自動車第一種運転免許証で運転できます。ここで一番大きな課題は、ここで気をつけてほしいのは運転手確保の問題があります。そのため、提案に利用運賃は無料、車両は小型化、普通自動車運転免許証で運転できます。また、現状の運行形態、私の運行形態を言うてるのは土曜・日曜・祝日は休みましょう。今コミバスが走ってる道路を維持しましょう。それと、半日運転業務とか利用が無料になるため、運転手とのお金のやり取りもなくなることにより、退職された方や女性などが働きやすい職場となることと思います。今、住民に私もこの間言われました。あんた町会議員をして現在のコミバスをどない思うてんねん。これは現実の話で皆さんも聞いておられると思う。それでも1人1,400円も1,500円もかかるというたら、みんなびっくりしはるでしょう。空気を運んでるとの住民の批判を私も聞いてます。今回の提案は、町負担の軽減が図られて住民が喜んでいただける。大変これね、部長、大事なことやねん。

よそへ行ったら、2町へ行ってきたけども、ある1町は午前中だけ仕事される。また、昼から違う人になる。そうして大体2台を動かしてはる。それはもう早うからやってはるし、ほんである町は、初めはそないしてはってんけども、要するに365日というたらいかんけど、年末だけと年始だけ休まはるために、休みがないねん。運転手が大変ということや。それで初めはシルバーでさしてたけど、今はそのシルバーの運転手がいないということで、高齢化もしてますというお話でした。そこで、アイという交通の運輸会社に運転を頼まれてね、14人の大型というたらいかんけど、普通免許では乗れないコミバスを導入されてるわけや。ということは1時間当たり数千円の人件費を払うてんねん。うちらかて町バスに乗ってもうたら、1時間に大分払うでしょう。それと一緒に、2種免許証を持ってはりましたわ。

それで一番僕が心配したのは、何で土曜・日曜・祝日、今コミバスが走ってるような運行形態を持っていたきたいというのは提案させてもうたのは、運転手確保が非常に安易にできるということです。それと女性も運転できる。まして、土曜・日曜・祝日は休みましょうというのは、やっぱり車の整備も必要。それと土日祝がお休みのために来てくれはる人もいてはるという町も言うてはりました。それと経費ですわ。よそのある町は1,100万円ぐらいで、それは車をリースしてはりますね。こっちは人件費だけで3,000万円近くかかってはんねけど、それはそれで皆その市町村のやり方ですねけど、うちのを今見たら、恐らく2,800万円から3,000万円近い委託料を払わんなん

ことになるということは1台1, 500万円払わんなんことになります。それで、無料することによって陸運局の許可も要らへんし、地域住民の自治会長会議をされて、そこでここへ停留所をつくってほしいとか、住民のニーズを聞きながら投資効果率の向上のためにもね、ああ平群に住んでよかったって、お年寄りが高齢化されてもこの平群町において特に狭い団地、そういうところへ入れるわけ。そしてね、今度ここにスーパーがまたできるやろう。できたときに、一々陸運局の許可を取る必要がないの。一切路線もないの。それと時刻表も陸運局の許可を取る必要がない。それは、利用される地域住民の自治会が決めていただくことになる、それを行政がやることになる。地域住民のコミバスをつくりましょう、走らせましょうということであってね、地域住民の自治会長に皆その場所の要望をしてもうたらええねん。僕はそう思いますよ。こんなね、どんどんどん維持管理の委託料が高うなる。そんなね、十分僕も話しするけども、こんな1, 455円もかかって乗ってるように住民は思うてはるか、皆。100円を出してんねん、ほんならデマンドタクシーの人は300円自分で払うてはんねん、あれな。その代わりデマンドタクシーはドア・ツー・ドアで自分のおうちまで来てくれはります。目的地まで行ってくれはる。これはこれの利点がある。けれども、コミバスも今言うたように、今の状況やったら停留所一つ変えるのも、路線バスのルートを変えるのも、時刻表を変えるのも、みんな陸運局の許可が要るんでしょう。そうちゃうか、それだけちょっと答えて。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

議員のおっしゃるとおり、陸運局の許可等が必要になってきます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

はい、分かりました。これだけ言うたらもう御理解していただけたと思いますので、この件についてはね、また私が一般質問を粘り強くしますんで、これは住民のためにしますよ、言うて悪いけど。やっぱりね、これからね、今言うてるように、こっちのNCバスの問題、これは今言うてないから別の話やけど、いろんな問題があるわけや。けれども、それは独自の直営ですることによってね、女性ドライバーができるし、それと定年退職された方が4時間働きたいわというたら働いてくれはることもできるし、そういうことができるんです。せ

やから、土曜・日曜・祝日は運行しませんよということも、最初の一番基本中の基本だと思います。ひとつ今後この件については、また研究していただくということで、研究していただくねんね、この提案について。再度もう1回お聞きしますが、この提案について今後行政側はどのように思っておられますか。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

貴重な御提案を頂きましてありがとうございます。今後、内部等でまた協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

今日提案させてもうただけやからすぐね、いろんな話を聞かしていただきたいということも思うてませんねけど、ひとつ提案させていただきますので、私は一政治家としてこの点にかけてますので、今後定期的にこのコミバスの運行については質問させていただくことを、次のとは言いませんけども、また議会ごとに一般質問をさせていただきますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

議長、この質問で終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

12時ちょうどまで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 53 分)

再 開 (午後 0 時 01 分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号11番、議席番号9番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○9番

議席番号 9 番、井戸太郎でございます。本日で最後のトリでございますが、短めに終わらせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。では、議長の許可を頂きましたので、通告に基づきまして、大きく 1 点質問させていただきます。

紙書類の電子化で、資源と経費の節約を。

前々から議論されている、いわゆるペーパーレス化について質問、要望をいたします。

小さい 1、近隣市町村の状況は。

2 番目、平群町の現状は。

3 番目、できるところからのさらなるペーパーレスをです。

ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、1 点目の近隣市町村の状況ですが、主な取組として、本町と同じく、内部会議は端末の使用にて会議資料を電子化し、ペーパーレス化を行う自治体、そしてメールやチャットの使用やタブレット端末を導入して活用している自治体、そしてまた今後のさらなる取組として電子決裁の導入も検討している自治体もありました。

2 点目の平群町の現状ですが、緊急財政健全化計画に基づきまして、全庁的にペーパーレス化を推進しております。部課長級以上の管理職には端末を配備し、毎月の定例部課長会議の会議資料を電子化し、また職員研修等では大型の電子モニターを活用しまして、研修資料等のペーパーレス化に取り組んでいるということでございます。また、職員への各種案内通知の廃止や各資料の状況共有や通知、通達などは職員ポータルサイトや庁内インターネットメールを活用しまして、ペーパーレスでの情報共有を図っております。

各課の取組といたしまして、会計課におきましては、各種伝票等の添付書類を今現在見直しを図っているということでございます。教育委員会では、教育支援委員会など外部の委員の参画する会議では、タブレット端末等を活用して、会議資料はペーパーレスで実施するなど取り組んでおります。

3 点目のできるところからということですが、議員の御指摘のとおり、引き続き現在行っている取組に加えて、情報機器や情報ツールを効果的に活用しまして、今後もペーパーレス化を一層推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○ 9 番

ありがとうございます。前向きなペーパーレス化について、徐々に進んでいるということで、私から一つ提案するとすればですね、今こども園でコドモンというシステムを使っていますけども、これで育英会だより等はペーパーレス化になっております。そういう意味では、小中学校にも利用できるのではないかと。コドモン以外の、緊急のものでも情報伝達だけのものであるならば、担任の先生とのやり取りとかは別として、全町的な例えばPTAの会報紙だったりとか、そういうものを含めて電子化して出すことができれば、訂正等の問題も、あとは原稿締切りの問題も解決できますし、いろんな面で出す側もメリットがあるのかなと考えております。ぜひとも、そういうICTを使った小中学校でのペーパーレス化というのも考えていただきたいと思います。

また、議会でもですね、議会内部で話し合えばいいことなんですけれども、行政の側からこういうのは要らないんじゃないのかなっていうものを提案していただけると議会としても議長に相談してですね、やりやすいのではないかと思いますので、ぜひともその辺のほうはまたよろしくお願いいたします。一応答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

御質問にお答えいたします。

こども園のほうでコドモン等をシステム化で導入しまして、確かにすごく内部でのペーパーレス化や、そして保護者に対する連絡等も全てそれで行われており、お便り等もそちらのほうで全部できてるということで、また先ほどお述べのとおり、修正とか訂正とか、電子化になっていくとそういうのが簡単にできるというようなメリットもあります。小中学校もそうですけれども、やはり今おっしゃっていただいたとおり、今まで漠然としてペーパーレス化に取り組んでまいりました。そういった中で、議会、全部そうなんですけれども、庁内全体でまたちょっと目標的なものをつくって、そういったところで各課と協議しながらペーパーレス化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○ 9 番

前向きな答弁ありがとうございます。一つ一つとっても、またいろいろ条例の作成だとか規則の作成とか必要となってくると思いますので、一足飛びにはいかないとは思いますが、ぜひとも前向きな検討、研究のほうも含めてよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○ 議長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 0 時 0 8 分)